

中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



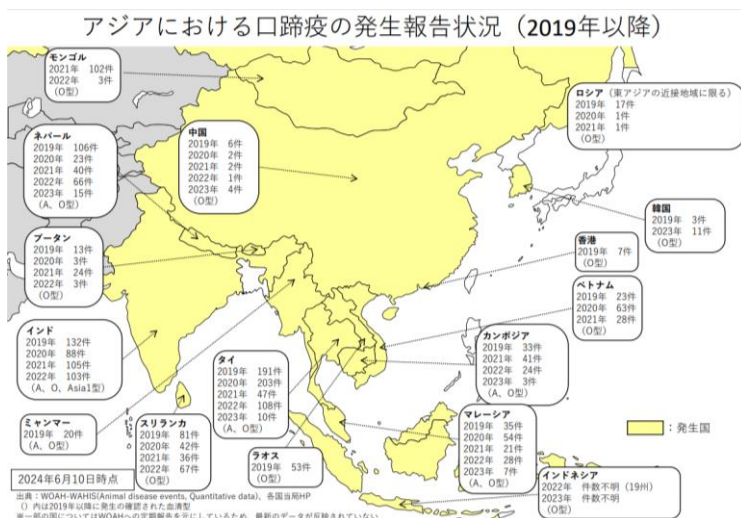
夏季休暇期間中の防疫対策の実施

家畜の重大な疾病である**口蹄疫**は、依然としてアジアで広く発生しており、昨年5月に韓国での発生が確認されています。過去の日本における発生では、韓国での発生後に続いて発生していることから特に警戒が必要です。

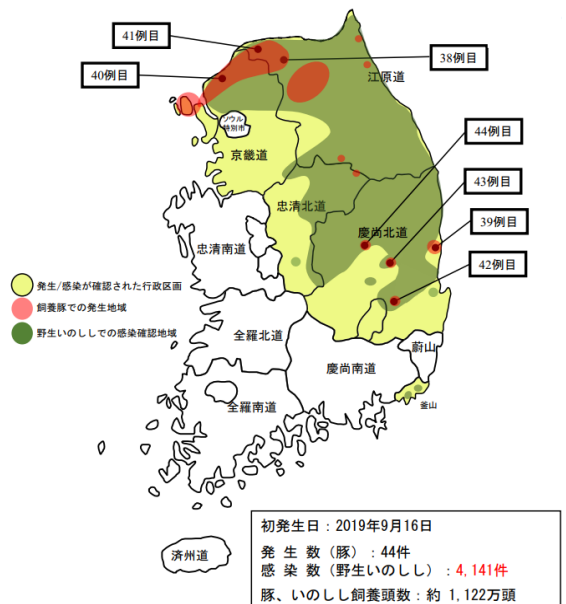
アフリカ豚熱 (ASF) は、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる致死率の高い伝染病で、近年、ヨーロッパ及びアジアの地域で発生が拡大し続けています。韓国においても発生が続き、昨年12月には釜山の日本行きフェリー発着所付近で野生イノシシの感染が確認されています。アフリカ豚熱国内への侵入リスクは高い状況です。

インバウンドが回復しアジア地域からの入国者は一層増加しており、口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域からの人・モノの移動が増加することが予想されますので、さらなる対策の強化が必要です。

口蹄疫の発生状況（アジア）



アフリカ豚熱の発生状況（韓国）



下記を中心とした防疫対策に万全を期するようお願いいたします。

1 畜産関係者等の渡航自粛

- ・口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域への不要不急の渡航は避ける

2 海外からの物の持ち込み

- ・外国人従業員が従事する農場においては、肉製品や農場で使用する物品が母国から持ち込まれないように指導を徹底する

3 飼養衛生管理基準に基づく病原体の侵入防止対策

- ・必要のない者を衛生管理区域（特に畜舎）へ立ち入らせない
- ・衛生管理区域専用の手袋・長靴の着用、手指や物品の消毒実施
- ・踏込消毒槽は少なくとも1日1回は交換し、畜舎の出入りの際は必ず靴底を消毒する
- ・野生動物侵入防止対策の定期的な点検

4 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

- ・飼養家畜の健康観察を入念に行い、特定症状を呈している家畜を発見したときは速やかに家畜保健衛生所に届け出る

口蹄疫、アフリカ豚熱の症状とは？

口蹄疫は、口唇や舌、乳頭、蹄などに水疱（水ぶくれ）やびらん、痂皮（かさぶた）ができます。牛・豚・めん山羊などが感染します。

牛



歯床部粘膜のびらん（黒毛和種）



舌のびらん（黒毛和種）



乳頭の水疱（黒毛和種）

豚



鼻平面の潰瘍



蹄冠部皮膚のびらん



乳房、乳頭の水疱、びらん、痂皮

アフリカ豚熱は、症状が多岐に渡り、急死や40～42℃の発熱、皮下出血、粘血便、チアノーゼなどが見られ、ほぼ100%死亡します。

家畜保健衛生所は、土日祝日・夜間等も電話がつながります

米国における乳牛及び人への 高病原性鳥インフルエンザウイルス感染事例

令和5年3月、米国の乳牛において、高病原性鳥インフルエンザウイルスへの感染が確認され、令和6年7月23日時点で13州168農場で確認されています。検出されたウイルスは、野鳥や家きんに感染するのと同じH5N1亜型です。

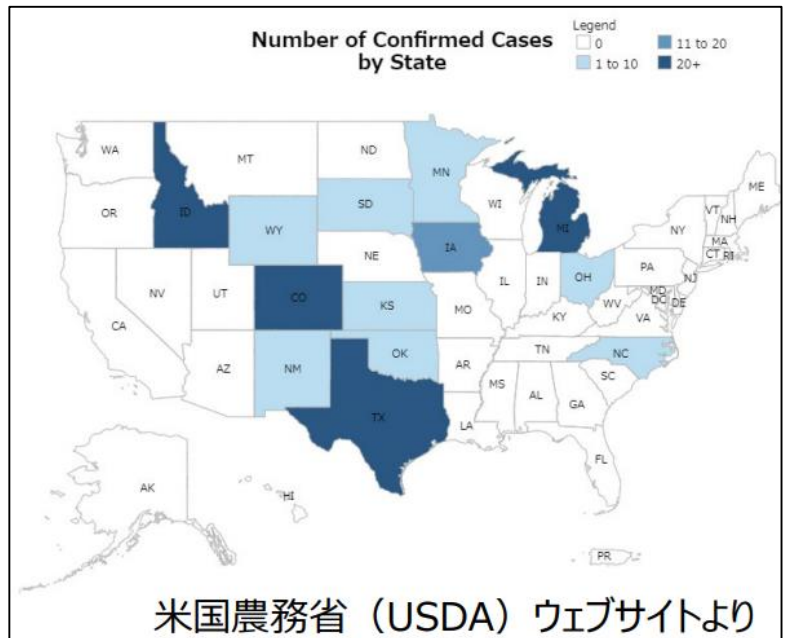
症状は泌乳量の減少、食欲の低下、重症例では粘稠（濃厚・濃縮・初乳様）な乳の排出や急

激な泌乳量の減少等が認められています。致死性である鶏への感染と異なり、症状は比較的軽く、7～10日程度で回復します。肉用牛の感染は確認されていません。

初期の事例では野鳥のウイルスが乳牛に感染したと考えられていますが、乳牛は乳中にウイルスを多く排出するため、搾乳作業を介して牛から牛への感染が起こったと推定されています。州間伝播は乳牛の個体移動によるもの、酪農場間伝播は搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車なども可能性があると考えられています。米国から日本への生体牛の輸入は平成15年以降停止されており、感染牛が日本に入ることはありません。

人への感染事例も認められており、令和6年4月1日以降、米国疾病予防管理センターは、感染牛と接触した4名が感染し、いずれも軽症で回復済み又は回復中と報告しています。またウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、一般市民における感染リスクは低いという従来のリスク評価に変更はないとしています。

鳥インフルエンザウイルスに限らず、野鳥から牛への感染を防止するには、日頃から、農場において野鳥等の野生動物の侵入防止対策やその糞等の混入を防ぐなどの基本的な飼養衛生管理を徹底することが重要です。また、飼養する牛に乳量の減少や食欲低下等がみられた場合には、群から隔離して獣医師や家畜保健衛生所に相談してください。



飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付

令和4年度より、飼養衛生管理基準の遵守を推進し、疾病の発生及びまん延の防止を図るため、農林水産省が所管する畜産振興に係る補助事業、交付金及び制度資金（以下「事業等」）について、その性質に応じて飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンスが導入されました。

事業等の申請の際に家畜保健衛生所が交付する「飼養衛生管理基準遵守状況確認書（以下「確認書」）」の提出が必要となります。ご利用する事業等の該当・非該当については、各事業等の窓口にお問い合わせください。

国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象で、牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外です。

農場の現地確認や確認書発行等に時間を要する場合があること、確認書の有効期限が6ヶ月間であることから、確認書の交付申請は計画的に余裕をもって行ってください。

